

生徒心得（生徒指導関係：生活のしおり掲載 生徒配布分）

●日常生活

1 校内生活

- (1) 登校後は校外に出ない。やむをえず外出する場合は、担任の許可をうける。
- (2) 校舎・公共物などは、丁寧に取り扱う。誤って破損したときは、直ちに届け出をし、必要な場合は弁償する。
- (3) アクセサリー等の装飾品は身につけない。
- (4) 金銭の貸借をしない。
- (5) 部外者の校内立ち入りは原則禁止とする。

2 校外生活

- (1) 身分証明書を常に携帯する。
- (2) 登下校の際は必ず制服を着用する。
- (3) 深夜徘徊、無断外泊をしない。
- (4) 遊技場・酒類を出す店等の娯楽施設への出入りはしない。
- (5) 交際は公正明朗にし、周囲に心配をかけたり、社会の批判を受けたりしないようにする。
- (6) 原付（50cc まで）・自動車の免許取得及び通学使用については、別途定める。
- (7) 警察その他の機関などに指導を受けた場合は、すみやかに申し出る。
- (8) 校外で痴漢等の被害があった場合は直ちに警察に届け出る。

●服装・頭髪規程

1 頭髪

(1) 男子

1. パーマ・染色・脱色などの加工をしない。（色落ちも同様）
2. 前髪は眉にかからない。
3. 横髪が耳にかからない。
4. 後ろ髪は襟にかからない。
5. 眉や額の剃り込みはしない。
6. その他、特異な髪型をしない。

(2) 女子

1. パーマ・カール・染色・脱色などの加工をしない。（色落ちも同様）
2. 前髪は目にかからない。
3. 眉の細剃りや化粧をしない。
4. 後ろ髪が肩にかかる場合、後ろで結ぶ。
5. リボン・髪飾りなどはしない。
6. その他、特異な髪型をしない。

2 服装

本校指定の服装・履物を着用する。以下に定める。

- (1) 靴下は白・黒・紺
- (2) ストッキングはベージュ、黒
- (3) セーター等の防寒着は黒、紺

3 その他

- (1) 更衣基準は別途定める。
- (2) 入学時成人に達しているもの、または、特別な理由のある者については事情を協議の上、異装を許可する。

●交通規程

1. 運転免許取得に関する規程

- (1) 運転免許取得は許可制とする。詳細は別途定める。

2. 通学に関する規程

- (1) 原付、自動車での通学は許可制とする。詳細は別途定める。
併せて、車種および車体についても違法改造等が無いかなど事前に確認を行い協議する。

●生徒指導措置規定

- 1 本校定時制の生徒としての自覚に欠け、校則、法律などに違反したり、他者に迷惑をかけたなどの非行を行ったと学校が判断する者に対して適切な指導措置をとる。